平成２５年（フ）第１６１号
長野県安曇野市穂高有明3495番地12
債務者　務墓　陽子
1　決定年月日時　平成25年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第５１４号
兵庫県西宮市津門呉羽町２番23―402号、前住所兵庫県西宮市室川町４番８―101号
債務者　前川　敏子
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１９０号
徳島県鳴門市撫養町黒崎字松島377番地　ハイツプリムラＢ102号
債務者　西岡　真之
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０７号
宮崎県東臼杵郡門川町宮ケ原３丁目11番地
債務者　請関　保憲
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第４９号
栃木県那須塩原市鍋掛1102番地71
債務者　佐藤カツ子
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（フ）第５０号
栃木県那須塩原市鍋掛1102番地71
債務者　佐藤　茂
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（フ）第１７６号
兵庫県川西市平野２丁目11番16号、前住所兵庫県川西市平野２丁目11番14号　３Ｆ
債務者　坂口清一郎
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１９８号
兵庫県川西市清和台東２丁目４番地の53、前住所兵庫県川西市久代６丁目１番89―718号
債務者　竹中　正門
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第２０２号
兵庫県宝塚市山本丸橋４丁目22番１―203号、住民票上の住所兵庫県川西市下加茂２丁目４番２―402号
債務者　丸谷　直裕
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第２１５号
兵庫県伊丹市荻野７丁目52番地１　ヴィラ荻野204号、前住所兵庫県伊丹市北野３丁目15番地２
債務者　畑山　佳一
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第２２３号
兵庫県川西市西多田１丁目14番72号　Ⅱ―105、前住所兵庫県川西市矢問２丁目17番18号　105
債務者　中田　由佳
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第４６３号
兵庫県西宮市北六甲台１丁目11番９号
債務者　小田福子こと　李　福順
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３４５号
北九州市門司区東門司２丁目７番８号
債務者　池本　雅文
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４２３号
福岡県中間市通谷１丁目22番27号
債務者　金清　祐二
1　決定年月日時　平成25年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５６４号
北九州市小倉南区徳力団地52番103号
債務者　山中　信二
1　決定年月日時　平成25年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２０号
栃木県真岡市熊倉３丁目13番地18
債務者　勢理客エドアルドこと　セリキャクエドアルド　キョウセイ
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２５年（フ）第２１号
栃木県真岡市熊倉３丁目13番地18
債務者　大槻レイコこと　オオツキ　エリアネレイコ
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部